

社会福祉法人南伊豆町社会福祉協議会役員、評議員等の
報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 役員、評議員、委員会等の構成員、相談所構成員等（以下、「役員等」という）に対する報酬及び費用弁償に関しては、この規程の定めるところによる。

(費用弁償及び報酬の支給)

第2条 役員等が役員会、評議員会、委員会等に出席した場合及び相談員が心配ごと相談所に執務した場合又は相談員の会議に出席した場合は、日当(3,000円、半日を越える場合は4,500円)及び車賃を費用として弁償する。

2 車賃は片道2km以上について実費を支給するものとする。

3 会長及び副会長には、年報酬として、別表第1のとおり支給する。

但し、年度の途中で就任又は退任した場合は、在任期間の月割（月の途中で就任又は退任した場合は、在任期間の多い者を1月とし、在任日数が同数の場合は退任者を1月とする。又支給する報酬に円未満の端数が生じた場合は、退任者に切り上げるものとする。）により支給する。

(旅費の支給)

第3条 役員等がその職務を遂行するため郡内又は県内外に旅行した場合は、職員旅費規程第2条に規定する旅費を費用として弁償する。

(公 表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、昭和60年6月3日から施行する。

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

この規程は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

この規程は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

この規程は、公布の日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1

会長及び副会長報酬表（第2条第3項関係）

役 職 別	報 酬 年 額
会 長	120,000 円
副 会 長	30,000 円